

『(仮称)参加と協働のまちづくり条例』

— 骨子・構成（案） —

【目的に関する規定】

第1章 総則（目的・定義）

第2章 基本理念（基本理念・参加と協働の原則）

第3章 役割と責任（住民の役割・自治組織の責務・議会の責務・行政機関の責務）

【手段に関する規定】

第4章 参加と協働のまちづくり（参加と協働の原則に基づく制度）

第1章 総則

1. 目的

- ・この条例は、『住民の参加』と『協働』に基づく“まちづくり”の基本理念、施策（手段）等を規定するとともに、まちづくりの主体となる住民及び自治組織の役割や、議会・行政の責務を定め、『参加と協働のまちづくり』を推進することを目的とします。

2. 定義

（1）住民

- ・大口町内に在住する個人並びに大口町内の事業者又は団体をいいます。

（2）自治組織

- ・地方自治の基本である住民自治の強化や、住民と行政の協働推進等を目的とする組織で、次の行政区をいいます。秋田区、豊田区、大屋敷区、外坪区、河北区、余野区、上小口区、中小口区、下小口区、垣田区及びさつきヶ丘区。

（3）住民等

- ・住民、自治組織、町内に在勤及び在学する個人その他大口町のまちづくりに関わる人をいいます。

（4）参加

- ・行政が行う政策の形成、実施、及びその評価において、住民等が主体的に意見・提案等により意思表示をし、行動することをいいます。

【補足】住民自治（町政が住民の意思と責任に基づいて処理されること）を担保するものです。

(5) 協働

- ・住民等と行政が、互いの相違を認め、尊重し合い共通の課題を解決するため、それぞれが持つ知恵と工夫を活かしながら、対等な立場で連携・協力することをいいます。

【補足】協働によって、住民の自己実現を図るとともに、住民自治を担保するものです。

第2章 基本理念

3 基本理念

- ・地方自治における主権は住民にあり、地方自治は、住民の意思と責任において営まなければならない。
- ・このため、住民と行政は、それぞれが有する役割と責務を認識し、住民の参加と協働によるまちづくりを推進します。

4 参加と協働の原則

- ・参加及び協働は、住民等の主体的な意思によるものであり、強制されません。
- ・住民等の自主的な活動や、住民相互の参加と協働は制限されず干渉を受けません。
- ・行政が行う政策の形成、実施及びその評価に対する住民等の意思表示及び提案の機会が保障されます。
- ・協働で行う事業に対する、説明の機会、参加の機会及び事業の成果に関する報告の機会が保障されます。
- ・行政は、住民等の参加と対等な協働を実現する義務を負っています。

5 参加と協働の効果

- ・参加と協働のまちづくりにより、大口町のまちづくりは次のように変わります。
 - ①住民等の知恵や工夫をまちづくりに活かすことができます。
 - ②住民等の得意分野と行政の得意分野を活かし合ってより効率的・効果的に課題を解決することができます。
 - ③画一的な行政サービスではなく、状況に応じたきめ細かなサービスが提供できます。
 - ④政策立案過程から説明責任を果たすことで住民等と行政の信頼関係の構築が図られます。

第3章 役割と責務

6 住民（等）の役割

- ・住民等は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持って行政に参加し、協働します。

- ・住民等は、まちづくりの主体として、町内で自らできることは自主的に考えて行動するとともに、まちづくり活動にも積極的に参加します。
- ・住民等は、協働で事業を実施しようとするときは、その趣旨等を公表し、事業を実施するときは、その継続と改善に努めます。
- ・住民は、自治組織における自らの役割を踏まえ、自治組織が行う活動に積極的に参加するよう努めます。
- ・これらの役割は、強制されません。

7 自治組織の責務

- ・自治組織は、対象区域に居住する住民が自治組織の活動に参加する機会の確保に努めます。
- ・自治組織は、対象区域に居住する住民の参加を拒まず、不当に差別的な扱いはしません。

8 議会の責務

- ・議会（議員）は、この条例を尊重した議会運営に努めます。

9 行政機関の責務

- ・行政は、「参加と協働によるまちづくり」の意義を自覚し、責任をもって施策を実施します。
- ・行政は、「参加と協働のまちづくり」を促進するために必要な環境整備と基盤整備に努めます。
- ・行政は、職員一人ひとりが、参加と協働の意義を認識し、責任を持って施策に反映できるよう、意識改革や技能向上を図るための制度を整備します。
- ・行政は、自治組織の活動を振興するために必要な制度を整備します。
- ・行政は、政策を実行する責任、結果に対する責任及び住民等に説明する責任を負います。
- ・行政は、住民等の意見が施策に反映されるとともに、参加する機会が保障されるよう多様な参加機会の整備に努めます。

第4章 参加と協働のまちづくり

10 参加と協働の原則に基づく制度

(1) 提案フォーラム

- ・住民等から政策提案が出された場合、行政はその提案を受け止め、双方協議の上、実施の可否等の結論を出す手続きを制度化します。
- 【補足】 目的は、住民の提案を聞きっぱなしにせず、きちんと説明責任を果たすことにあります。

(2) 政策フォーラム

- ・行政は、住民等の生活又は活動に大きく影響を及ぼすような事業を計画した場合は、必ずその目的や目標、方法等を住民等に説明する場を設ける手続きを制度化します。

【補足】このフォーラムは、行政からの一方的な説明だけでなく、計画案に対する意見聴取や、参加・協働の要請などを行う場でもあります。

(3) 主要施策の評価

- ・数値目標等を明示した主要施策（行政経営計画）の評価に住民等が参加する第三者評価の手続きを制度化します。

(4) 出前トーク

- ・住民等の要請を受けて出向き、住民等が希望するテーマについて町の考え方等を説明するとともに、率直な意見交換を行う場を設ける手続きを制度化します。

(5) パブリックコメント

- ・重要な計画や条例等を策定・変更する場合は、事前にその案を公表し、住民等の意見を聴取する手続きを制度化します。

【補足】パブリックコメント手続きは、住民等の意見を反映できる段階で実施する。また、意見の出し方、出された意見の取り扱い方など、意見を述べる側、受ける側の責任の明確化に留意しなければなりません。

(6) 地域懇談会

- ・毎年、各行政区へ赴き、自治組織に対して直接、施政方針を伝えるとともに、率直な意見交換を行う場を設けます。

(7) 元気なまちづくり事業

- ・町内におけるNPO活動を広く把握し支援するために、市民団体の登録制度を設けるとともに、登録した団体が実施する事業のうち、公益性があると認められる事業を、大口町元気なまちづくり事業として支援します。

※NPO活動促進条例に規定。

(8) 住民投票制度

- ・住民等の意思を直接問う必要がある場合は、住民投票制度を設けることができるよう、住民投票の発議権を明らかにします。具体的な手続き及び投票者の範囲は、別に条例で定めます。

【補足】(1) から (8) の各制度の施行にあたり、具体的な要件や手続きの方法は、別に条例、規則、要綱等で定めます。